

東京聖新会からの皆さまへのお願い

2020年4月8日東京聖新会

ここ昨今のコロナウイルス対応については、皆さまも大変ご苦勞をなさっていると思います。東京聖新会では、厚労省、東京都、西東京市の指示等にしたいが以下の状況に合わせて様々な対策を講じています。

「施設への ウイルス 侵入を予防する」を目的として

- (1) 地域での発生を認めていない状況
- (2) 地域で発生しており、患者への入院勧告が行われている状況 (今の東京)
- (3) 地域で流行しており、患者への入院勧告が行われない状況

以上の状況に対し、東京聖新会 BCP 及び実施に当たってのガイドラインに基づいて

- 1) 面会者の症状確認と制限
- 2) 職員の健康管理 と就業制限
- 3) 医療機関受診時の感染予防

さらに、「施設内での感染拡大を抑止する」について

- 1) 症状のある入所者への対応
- 2) 症状のない入所者への対応
- 3) 施設内の 清掃と消毒

そして、 感染防護具の交換頻度と代用手段を行っております。

今回、新たに近日中に実施されると思われる「緊急事態宣言」の準備として、以下の対策を講じることといたしました。

1.通所リハビリ利用者様について

- ・他事業所のサービスを並行してご利用いただいている場合は、どちらかの施設を決めてご利用いただく(ヘルパー事業所については、これまで通りの対応となります)。
- ・ご本人様が受診される場合は、細心のご注意をもってご対応くださいますようお願い致します。また、受診された場合はご一報いただきますようお願い致します。
- ・少しでも体調に変化のある場合は、デイケア利用を中止していただきますようお願い致します。

2. ショートステイ利用者様の入所について

- ・入所予定日 3 日前からの検温をお願い致します。

その他、必要な対応が出てくる場合もございます。

最悪、デイケア、ショートステイの営業を中止する可能性もございますが、その際には「できる限りの対応」を行わせていただきますので、ご協力のほどお願い致します。

2020年4月8日

東京聖新会理事長 新井幸枝